

監査報告書

公益財団法人あいちコミュニティ財団

代 表 理 事 佐 藤 真 琴 殿

私たち監事は、公益財団法人あいちコミュニティ財団定款第 28 条及び関連法令に基づき、公益財団法人あいちコミュニティ財団の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2024 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果につき以下の通り報告する。

1. 監査の方法及びその内容

(a) 理事の職務の執行及び事業報告等の監査

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備を図るとともに、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類を閲覧する等必要と認められる監査手続を実施して、業務及び財産の状況を調査した。また、当該年度に係る事業報告書につき所要の調査を実施した。

(b)

計算書類等の監査

(a)に加え、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、必要に応じて説明を求める等必要と認められる監査手続を実施して、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

2. 監査の結果

(a) 理事の職務の執行及び事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示しているものと認める。
- ② 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認める。

(b) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人あいちコミュニティ財団

2025 年 4 月 23 日

監事 川口 創

監事 永田 尚子

監事 神谷 順子